別記様式第5の6（第19条関係）

指 定 書

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する「指定法人」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第1項各号に該当すること。

（1）資本金額 万円

（2）従業員数 人

（3）設立年月日 年 月 日

（4）復興推進事業の内容

（5）本店又は主たる事務所の所在地

（6）認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること。

（7）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。（9）において「震災特例法」という。）第18条の3第1項又は第26条の3第1項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度において（6）の復興産業集積区域のみに事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設を有するものであると見込まれること。

（8）本事業年度又は連結事業年度において復興推進事業の用に供する設備投資に関する取得価額が3億円以上であること、又は3億円以上になると見込まれること。

（9）震災特例法第17条の3第1項に規定する被災雇用者等を5人以上雇用するものであること。

（10）（9）の被災雇用者等に対して支給する給与等の支給額の総額が1千万円以上であること。

（1） この指定書は、 年　月　日まで有効です。
（2） この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
（3） 東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第1項各号に掲げる指定法人の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

注1　(7)は、指定する法人が区域外特定事業所を有する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。(9)において「震災特例法」という。）第18条の3第1項又は第26条の3第1項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度（(13)から(17)までにおいて「積立て年度」という。）において(6)の復興産業集積区域の区域外に区域外特定事業所（東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第2項に規定する区域外特定事業所をいう。）以外の事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設（(11)から(17)までにおいて「事業所」という。）を有しないものであると見込まれること。」とすること。

2　(8)は、指定する法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第2項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第68条の9第2項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6の7に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。）の場合は、「本事業年度又は連結事業年度において復興推進事業の用に供する設備投資に関する取得価額が3千万円以上であること、又は3千万円以上（又は本事業年度若しくは連結事業年度開始の日から当該開始の日以後3年を経過する日までの間において5千万円以上）になると見込まれること。（再投資等準備金の積立てをすることが可能となる見込みの事業年度　〇〇年度）」とすること。

3　指定する法人が区域外特定事業所を有するときは、(10)の次に次のように加えること。

（11） 区域外事業所（(6)の復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。(12)から(17)までにおいて同じ。）において指定に係る復興推進事業に係る主たる業務を行わないこと。

（12） 区域外事業所において使用される従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の3に相当する数又は2人のいずれか多い数以下であること。

（13） 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員の数以上であると見込まれること。

（14） 区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員の数の合計を超えると見込まれること。

（15） 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額以上であると見込まれること。

（16） 区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計を超えると見込まれること。

（17） 各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度の前年度（区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度が指定を受けようとする事業年度又は連結事業年度であるときは、当該有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度）における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数以上であると見込まれること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。